



## 製品を使用中の事故に 注意してください！

おもちゃや、ベビーベッドを使用したり、気温が下がり、暖房器具を使用したりする際に、怪我や、製品を損傷する事故が起こる場合があります。メーカーのリコール情報や製品事故に関する情報に注意しましょう！



### 事例1 (令和元年11月15日 消費者庁 News Release)

下部に扉付きの収納部分があり、床板の高さを調整できる木製ベビーベッドで、収納部の扉のロックが不十分であったために、使用中の乳児が窒息し、死亡または重体に陥ったという重大事故が発生した。

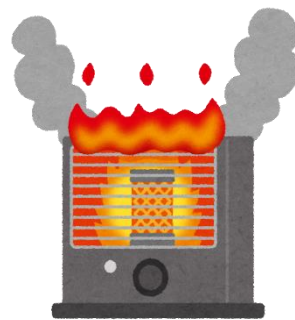
※この事故は、安全基準に適合したマーク（PSC、JISまたはSG）が貼付された製品でも、収納部の扉のロックが完全でないと起こる可能性があります。

### 事例2

石油ヒーターをリコール製品だと知らずに使用し、製品から出火した。

### 事例3

昨年の灯油をそのまま使ったら、エラーが出てヒーターが使えなくなった。メーカーからは「灯油が古く、水分が含まれていたのではないか？」と言われた。



### \*\*\*トラブルにあわないために\*\*\*

- 製品の**説明書をよく読み**、間違った使い方、危険な使い方をしないようにしましょう。
- 自分が使っている製品が**リコール対象製品でないか確認**しましょう。リコール情報は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページで確認できます。<https://www.nite.go.jp/index.html>

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、  
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。

消費者ホットライン  
イヤヤ！泣き寝入り！  
局番なし **188**  
身近な消費生活窓口



## キャッシュレスの落とし穴～クレジットカード編～



世の中はキャッシュレス時代へと移り変わってきております。今回は、キャッシュレス決済の中でも主にクレジット決済についての注意点をご説明します！

### ・リボルビング払い(リボ払い)の注意点

毎月定額払いで楽な反面、支払額が少額だと元金が減らず、何年経っても完済できません。総支払利息が元金以上になる場合もあります(多重債務の原因の一つ)。

### ・クレジットカードと紐付けした電子マネーのオートチャージの注意点

一部の電子マネーでは、残高が少なくなると紐付けしてあるクレジットカードから自動入金されるものがあります。その場合、気づかぬうちにカード決済額が高額になっている場合があります。カード会社の明細をこまめにチェックしましょう。

※クレジット決済は借金だということを理解して利用しましょう。

※クレジットカード本体、紐付けしているカードやスマホ等の管理を徹底しましょう。

## 消費生活無料法律相談会開催日



- ・12月 11日(水)
  - ・1月 8日(水)
- 〔 午後 1 時 30 分から  
午後 3 時 30 分まで 〕

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



## ～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1 階)  
《開設時間》 午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》 0235-66-5451

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

